

各種方針等

金融商品の勧誘に関する方針

当行は、お客さまへの金融商品の勧誘にあたっては、法令・諸規則に則り、次の方針を遵守し、適切な勧誘を行います。

1. 適切な金融商品の勧誘 お客さまの知識・経験・財産の状況・商品の購入(運用)目的、その他お伺いすることのできました事項などを踏まえ、適切な商品をお勧めいたします。
2. 重要事項の説明 お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分ご理解していただけるよう、説明に努めます。
3. 誠実・公正な勧誘 誠実・公正な勧誘に努め、断定的な判断による説明、事実と反する説明など、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 勧誘の場所・時間帯 お客さまにとって不都合な時間帯やご迷惑な場所などでの勧誘は行いません。
5. 関係法令の遵守等 お客さまに適切な勧誘が行えるよう、関係法令を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

保険募集指針

当行では、適切な保険募集を行うための指針として、「保険募集指針」を次の通り定めましたので、ご案内させていただきます。

1. 当行における取扱保険商品について
 - (1) 当行では、お客さまにより良い商品をご提案するために、引受保険会社の業務又は財務の健全性や商品の内容等を十分に踏まえた上で、取扱う保険商品を選定するよう心掛けております。
 - (2) 当行は複数の保険商品を取扱っておりますので、当行取扱商品の中から、お客さまに適切に商品をお選びいただけるよう、保険取扱商品一覧や商品内容等の情報提供を行って参ります。
2. 保険契約の引受について
 - (1) 当行は保険会社の募集代理店であり、生命保険については保険契約締結の媒介を、損害保険については保険契約締結の代理を行います。当行が保険契約締結の媒介を行う場合には、当行は保険契約締結の可否を判断できず、お客さまからのお申込みに対して、保険会社が承諾した場合に保険契約は成立いたします。
 - (2) お客さまがご契約される保険契約は、お客さまと保険会社との間に成立いたします。従いまして、保険金や給付金等のお支払いをするのは、引受保険会社となります。
 - (3) 保険募集に際し、商品パンフレット等において、引受保険会社をお客さまに明示するとともに、これらの保険契約の引受に関するご説明を行います。
3. 保険契約のリスクについて
 - (1) 保険商品は預金ではありませんので、預金保険の対象ではございません。
 - (2) お払込みいただいた保険料は、預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや保険事業の運営経費に充てられますので、解約払戻金は、一般的には、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、ご契約の内容によっては、お支払いする保険金がお払込保険料の合計額を下回ることがあります。
 - (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
 - (4) 保険募集に際し、これらの保険契約のリスクに関するご説明を行うとともに、「契約概要」、「注意喚起情報」、「約款・ご契約のしおり」等に記載されている重要な事項を十分にご確認ください。努めて参ります。
4. 保険募集に関する当行の責任について
 - (1) 当行は保険募集代理店であり、保険業法等の法令を遵守する義務を負っております。法令に違反して保険商品を取扱い、お客さまが損害を被った場合には、当行が募集代理店として、販売責任を負うこととなります。
5. ご契約後の当行の対応について
 - (1) ご契約後に当行が行う業務内容は以下の通りです。
 - ① 保険契約の内容に関するご照会への対応
 - ② 保険金等のお支払いなどを含む各種お手続き方法に関する照会への対応
 - ③ 保険契約に関するお客さまからのご相談・苦情への対応など
 - (2) 当行は、お客さまからの保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、ご相談・苦情等につきましても、当行担当者または下記ご相談窓口にて承り、迅速かつ適切に対応いたします(ご照会・ご相談・苦情等の内容によっては、当該保険契約の引受保険会社等に連絡のうえ、対応させていただく場合があります)。
 - (3) 当行では、保険募集時ならびにご契約締結後におけるお客さまとの面談記録等をご契約期間中に亘って適切に管理し、お客さまのご要望にお応えできるよう努めて参ります。

お問い合わせ先	お客さまのお取引店 または個人営業部 業務管理室 075-361-2288 【受付時間:平日 9:00~17:00(銀行営業日)】
苦情受付窓口	お客さまのお取引店 またはお客様サービス室 075-361-2211(代) 【受付時間:平日 9:00~17:00(銀行営業日)】

プライバシーポリシー

1. 基本方針

当行は、個人情報(お客さま個人を識別することができる情報)および個人番号(いわゆるマイナンバー)を適切に保護することが重要であると認識し、次の方針を遵守いたします。

(1) 関係法令等の遵守

個人情報および個人番号の保護に関する関係法令およびその他の規範を遵守して、お客さまの個人情報を取扱います。

(2) 収集・利用・提供

① お客さまの個人情報および個人番号は、お客さまのお取引やサービスを提供するために、適正かつ適法な方法により収集します。例えば、以下のような情報源から個人情報を収集することがあります。

(収集する情報源の例)

- 預金口座のご新規申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合(お客さまからの申込書等の書面の提出、お客さまからのWeb等の画面へのデータ入力)
- ② お客さまの個人情報は、あらかじめお客さまの同意を得た場合、および法令に定める場合を除き、利用目的の範囲内で利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のために利用するなど収集の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。なお、個人番号については、法令で認められた事務のためにのみ、利用目的の範囲内で利用します。
- ③ お客さまの個人情報は、法令に定める場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく、第三者に提供しません。なお、個人番号をその内容を含む個人情報については、お客さまの同意を得た場合であっても、法令に定める場合を除き、第三者に提供しません。

※ 上記は、「プライバシーポリシー」本文を抜粋して掲載しております。「プライバシーポリシー」本文は、当行ホームページをご覧ください。

(3) 個人情報の適正管理

お客さまの個人情報および個人番号は、紛失・改ざん・漏えい・不正アクセス等が生じないように安全対策を講じて適正に管理します。

(4) 苦情処理体制の整備

お客さまからの個人情報および個人番号の取扱いに関する苦情に対し適切かつ迅速に取組み、そのために必要な体制の整備に努めます。

(5) 個人情報保護の取組みの維持・改善

お客さまの個人情報および個人番号の取扱いが適正に行われるように従業員への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検するとともに、個人情報保護の取組みを継続的に見直し改善に努めます。

(6) ダイレクトメール等の中止

ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまより中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

(7) 個人データの委託

当行では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。(委託する業務の例)

- 取引明細通知書(ステートメント)発送に関わる業務
- 外国為替等の対外取引関係業務
- ダイレクトメールの発送に関わる業務
- 情報システムの運用・保守に関わる業務
- 個人番号を記載する法定書類作成業務

預金保険制度について

預金保険制度とは、「預金保険機構」によって運営されており、この制度に加入している金融機関が経営破綻の状態に陥り、預金の払い戻しができなくなった等の場合に、預金保険機構がその金融機関に代わって「1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等」を限度として支払ったり(いわゆるペイオフ)、破綻金融機関に係る合併等に対して資金を援助するなどの方法により、預金者を保護するための制度です。

「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3つの要件を全て満たす「決済用預金」に該当する預金は全額保護され、「決済用預金」に該当しない預金は定額保護(1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護)となります。

具体的には、当座預金と利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護の対象となり、利息のつく普通預金は定額保護となります。

なお、ペイオフは金融機関が破綻した場合の預金者保護措置の一つであり、健全経営を行っている限り適用されるものではありません。当行は、引き続き経営の健全性を堅持し、お客さまの信頼にお応えしてまいります。

◆預金保護の概要

		保護の範囲
預金保険の対象預金等	別段預金	利息がつかない等の3要件を満たす預金 ^(注1) は全額保護
	当座預金	
	普通預金	
	定期預金	
対象外預金等	定期積金	合算して元本1,000万円 ^(注2) までとその利息等 ^(注3) を保護(1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます)
	貯蓄預金	
	通知預金等	
	外貨預金	
	譲渡性預金	保護対象外(破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます)

(注1)

「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもので決済用預金といえます。

(注2)

当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業(事業)の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となります。(例えば、2行合併の場合は2,000万円)。

(注3)

定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすものも利息と同様保護されます。